

令和5年度 第5回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年9月4日（月） 午前8時58分～午前10時58分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員4名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について
（3）その他

5 審議要旨

（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

事務局より異議申出内容について説明後、長崎労働局長より諮問が行われた。審議において、労使双方から意見聴取が行われ、会長より、

- 8月17日の審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき関係者から提出された意見等を考慮し、各種指標も参考に最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案しながら慎重に審議した結果である。
- 異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされている。
- 労働者側委員、使用者側委員の意見を踏まえると、令和5年8月17日付け答申どおりの決定が適当である。

と取りまとめられ、承認された。

その後、会長より、長崎労働局長に対し「令和5年8月17日付け答申どおり決定するのが適当である。」との答申がなされた。

また、事務局より、発効までの予定（9月13日官報公示、10月13日法定発効予定日）等について説明した。

さらに、長崎県最低賃金専門部会の任務終了により、同部会が廃止された。

（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

①労側の主張

長崎県最低賃金は45円引き上げて898円となることから、このままでいけば長崎県特定（産業別）最低賃金は県最賃に埋没することとなる。これは高いレベルでの公正競争を確保かつ産業の魅力を高め、労働人口の減少、人材確保の状況にあっては優秀な人材確保、着実な技能伝承を図り長崎県の基幹産業としての存在し続けるような取り組みが必要。その土台となるのが特定（産業別）最低賃金であるので改正は必要である。

日本の基幹産業である電機産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから、特定（産業別）最低賃金の取り組みを一層強化する必要がある。

以上のような理由から特定（産業別）最低賃金の改正は必要であり、労使間で協議のうえで改正したい。

②使側の主張

特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金に対する優位性を判断するものであ

る。地域別最低賃金は本来第4表を基本に審議すべきであるが、時々々の事情等が考慮され正当性のない引き上げ額となっている。地域別最低賃金に正当性がない以上、地域別最低賃金をベースに優位性を判断する特定（産業別）最低賃金の審議には応じられない。3業種とも審議の必要性はない。特定（産業別）最低賃金の役割は既に終了しており、使側としては今後廃止の議論を行う。

③全体協議

個別協議において公益委員が使側委員と調整したが、使側の主張は変わらず、特定最低賃金の改正の必要性について全会一致とはならなかった。よって、審議会会長から労働局長あて、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」との答申が行われた。

(3) その他

事務局から、令和5年8月31日に本省からプレスリリースされた業務改善助成金の資料を配布し、8月31日から拡充され施行されていること、労働局では地域の中小事業者に必要な支援が行き渡るよう、拡充内容の周知、利活用の促進に努めていくことを説明し、委員に対しても周知の協力を依頼した。